

5 重新環第 36 号
令和 6 年 3 月 13 日

高知市里山保全審議会委員各位

高知市長 桑名 龍吾



高知市里山保全審議会への諮問について

このことについて、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諒問案件

- (1) 里山保全地区（泰山）の第3期協定の締結について
- (2) 里山保全地区（ノツゴ山）の第2期協定の締結について

2 議案書

別添のとおり

以上

(1) 里山保全地区（秦山）の第3期協定の締結について

名 称	秦山
区 域	高知市西秦泉寺字王子ノ前及び字秦山，並びに中秦泉寺字秦山，字鷹通及び字長畠の各一部
協定期間	令和6年4月1日から令和16年3月31日
根拠法令	高知市里山保全条例第13条

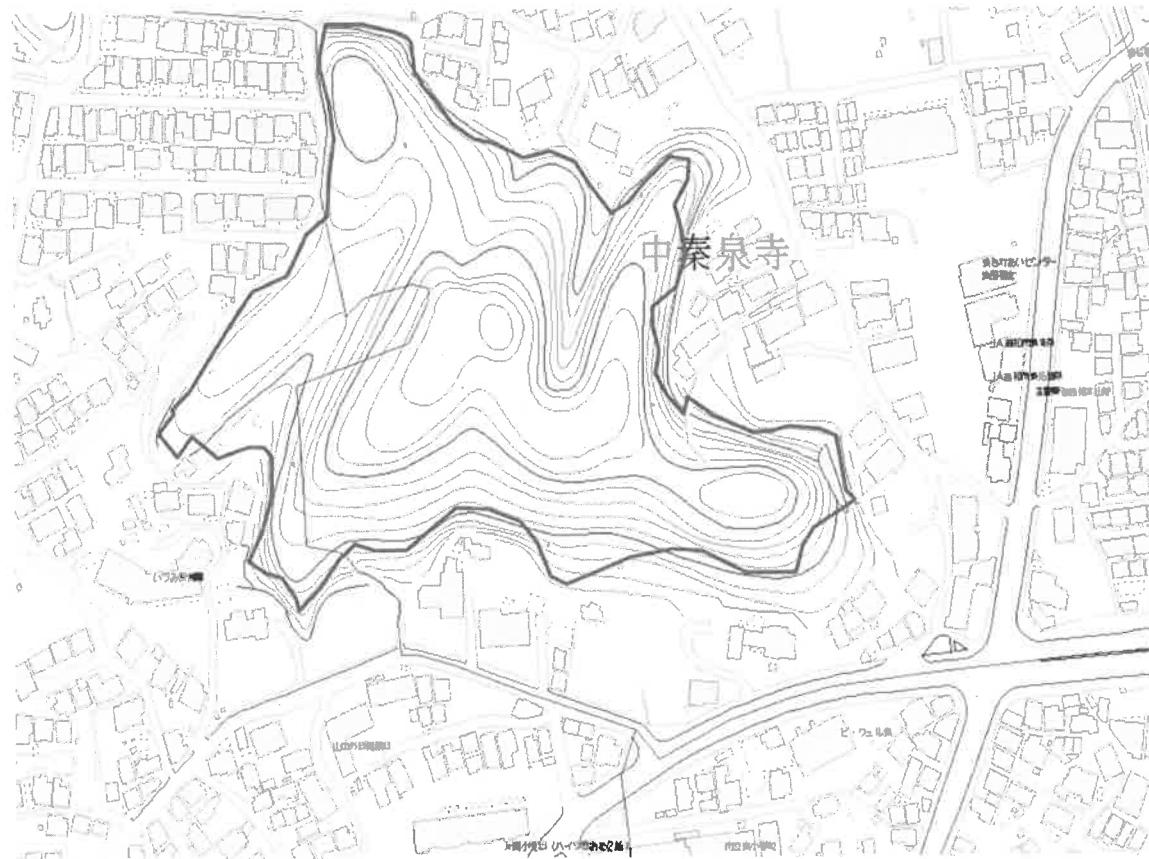
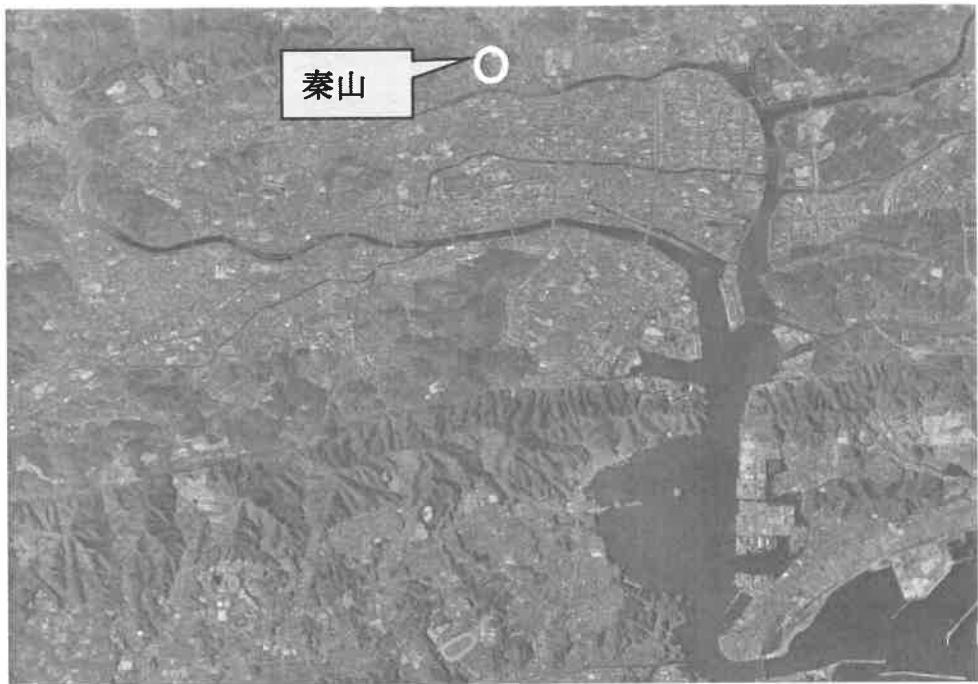
※第2期協定期間（平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間）の満了に伴い、第3期協定を新たに締結するもの

※協定の更新に際して、相手方の意思を確認済み

※秦山における里山保全の取組の経過は、議事(3)「里山の目指すべき姿を踏まえた里山保全の取組について（報告）」に係る資料「資料2 各里山の取組状況」の「秦山」のとおり

別図1

秦山 位置図



別表1

泰山 協定締結者一覧

里山	NO.	協定対象地	新（第3期） R6年4月1日～R10年3月31日	旧（第2期） H26年4月1日～R6年3月31日	備考
			協定の相手方(甲)	協定の相手方(甲)	
泰山	1	中秦泉寺字鷹通38番1	矢野 正洋	矢野 正洋	
		中秦泉寺字鷹通67番		矢野 富士子	H30年度、当該地を矢野正洋氏が相続（協定継続書提出済、登記簿変更済）
	2	中秦泉寺字鷹通68番	間 直隆	間 直隆	
	3	中秦泉寺字鷹通77番	永野 秀野	被相続人 永野 拓 相続人 永野 秀野 森近 治代 永野 紀子 小松 智美	R2年度、当該地を永野秀野氏が相続（協定継続書提出済、登記簿変更済）
		中秦泉寺字王子ノ前219番		千頭 隆子	H29年度、当該地を山崎誠人氏が受贈
	4	中秦泉寺字王子ノ前220番	山崎 誠人	山崎 龍子	H29年度、当該地を山崎誠人氏が相続
		中秦泉寺字王子ノ前221番		山崎 亮	H29年度、当該地を山崎誠人氏が受贈
	5	西秦泉寺字王子ノ前317番10	岡林 みどり 細川 敬央 細川 鮎佳 被相続人 武内 雪子 相続人 武内 治雄 原 康	岡林 みどり 齋藤 忠利 武内 雪子 原 康	・ H27年度、竹内治雄氏が竹内雪子氏の持分を取得（遺産分割協議書提出、協定継続書未提出、登記簿未変更） ・ R5年度、齋藤忠利の持分を細川敬央氏及び細川鮎佳氏が受贈（協定継続書提出、登記簿変更済）
	6	西秦泉寺字王子ノ前321番	山崎 貴生	被相続人 山崎 勝三 相続人 山崎 和 山崎 幸子 山崎 正博 山崎 貴生	R3年度、当該地を山崎貴生氏が相続（協定継続書提出済、登記簿変更済）
	7	西秦泉寺字王子ノ前323番	山崎 憲一郎 伊野部 真智子	山崎 幸一	H27年度、当該地を山崎憲一郎及び伊野部真智子氏が相続（協定継続書提出済、登記簿変更済）
	8	西秦泉寺字泰山364番	被相続人 西本 彰一 相続人 西本 時子	被相続人 西本 彰一 相続人 西本 時子	H20年度、当該地を西本時子氏が取得（遺産分割協議書提出、登記簿未変更）
	9	西秦泉寺字泰山365番1	永野 寛(ゆたか)	永野 寛(ゆたか)	
		西秦泉寺字泰山365番4			
計		13筆（第2期・第3期変更なし）	9件、14名（地権者及び相続人の合計）	12件、21名（地権者及び相続人の合計）	

協定書

矢野正洋（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）とは、高知市里山保全条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、里山の保全に関し、次に定める条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、里山保全地区秦山内において、甲の所有する別表に掲げる土地（以下「協定区域」という。）を条例の趣旨に沿って保全を行うことを目的とする。

（協定の有効期間）

第2条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までとする。

（管理業務等）

第3条 甲は、協定区域の環境を良好に保つよう努めるものとする。

2 甲が協定区域において行うことができない事項は、次に掲げるものとする。

- ① 建築物その他の工作物の新築
- ② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ③ 里山の保全に影響を及ぼす木竹の伐採
- ④ 土地の保全に影響を及ぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定
- ⑤ その他土地の保全に影響を及ぼす行為

3 甲が行う通常の管理行為及び防災上必要な行為で次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- ② 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- ③ 土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものであって、その高さが0.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- ④ 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為
 - イ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - オ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - カ 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 甲が行う通常の管理行為または防災上必要な行為で、甲乙の合意のもと行う行為

（事前協議）

第4条 甲は、協定区域において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

- ① 土地の所有権の移転を行うとき。
- ② その他協定の継続が困難となったとき。

(助成金の交付)

第5条 乙は、この協定の締結に伴い、甲に対し、高知市里山保全協定協力助成金交付要綱（平成14年11月1日制定）に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(協定の解除等)

第6条 乙は、甲がこの協定に定める義務を履行しないとき、又は第4条の協議により協定の継続が困難となったときは、協定を解除し、又は当該協定の内容を変更することができる。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり、甲乙双方ともこの協定を誠実に履行することを誓約し、その証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 高知市中秦泉寺65番地
矢野正洋

乙 高知市本町5丁目1番45号
高知市
代表者 高知市長 桑名龍吾

別表 土地の表示

町名	字	地番	地目	地積(m ²)		摘要
				公簿	実測	
中秦泉寺	鷹通	38番1	山林	2,078	—	協定の目的となる土地は、指定された土地のうち一部を除く土地とする。土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用し、協定の目的となる土地の面積は、その90%とする。
中秦泉寺	鷹通	67番	畠	1,034	—	協定の目的となる土地は、指定された土地のうち一部を除く土地とする。土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用し、協定の目的となる土地の面積は、その40%とする。
合計				3,112	—	協定対象面積 2,283.8 m ²

協定書

矢野正洋（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）とは、高知市里山保全条例（平成 12 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、里山の保全に関し、次に定める条項により協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、里山保全地区秦山内において、甲の所有する別表に掲げる土地（以下「協定区域」という。）を条例の趣旨に沿って保全を行うことを目的とする。

（協定の有効期間）

第 2 条 協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務等）

第 3 条 甲は、協定区域の環境を良好に保つよう努めるものとする。

2 甲が協定区域において行うことができない事項は、次に掲げるものとする。

- ① 建築物その他の工作物の新築
- ② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ③ 里山の保全に影響を及ぼす木竹の伐採
- ④ 土地の保全に影響を及ぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定
- ⑤ その他土地の保全に影響を及ぼす行為

3 甲が行う通常の管理行為及び防災上必要な行為で次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
- ② 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
- ③ 土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のものであって、その高さが 0.5 メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- ④ 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為
 - イ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - オ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - カ 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 甲が行う通常の管理行為または防災上必要な行為で、甲乙の合意のもと行う行為

（事前協議）

第 4 条 甲は、協定区域において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

- ① 土地の所有権の移転を行うとき。
 - ② その他協定の継続が困難となったとき。
- (助成金の交付)

第5条 乙は、この協定の締結に伴い、甲に対し、高知市里山保全協定協力助成金交付要綱（平成14年11月1日制定）に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(協定の解除等)

第6条 乙は、甲がこの協定に定める義務を履行しないとき、又は第4条の協議により協定の継続が困難となったときは、協定を解除し、又は当該協定の内容を変更することができる。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり、甲乙双方ともこの協定を誠実に履行することを誓約し、その証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 高知市中秦泉寺65番地
矢野正洋



乙 高知市本町5丁目1番45号

高知市

代表者 高知市長 岡崎誠也



別表 土地の表示

町名	字	地番	地目	地積(m ²)		摘要
				公募	実測	
中秦泉寺	鷹通	38番1	山林	2,078.00	—	協定の目的となる土地は、指定された土地のうち一部を除く土地とする。土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用し、協定の目的となる土地の面積は、その90%とする。
					—	
合計				2,078.00	—	協定対象面積 1,870.20m ²



平成31年 2月 5 日

高知市長 岡崎誠也 様

住 所 高知市中秦泉寺65番地

氏 名 矢野正洋

電話番号 088-875-7487



里山保全に関する協定の継続について

矢野富士子が平成26年4月1日付けで高知市と締結した協定については、下記のとおり、協定締結者を変更し、引き続き履行します。

記

《協定内容》

- 1 協定区域 里山保全地区泰山
- 2 協定対象地 高知市中秦泉寺字鷹通67番 地目 畑 地積 1,034 m²
- 3 協定期間 平成26年4月1日から平成36年3月31日

《変更事項》

変更前	変更後	変更理由	変更年月日
高知市中秦泉寺65番地 矢野 富士子	高知市中秦泉寺65番地 矢野 正洋	相続により所有者が 変更となったため	平成30年12月7日

協定書

矢野富士子（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）とは、高知市里山保全条例（平成 12 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、里山の保全に関し、次に定める条項により協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、里山保全地区秦山内において、甲の所有する別表に掲げる土地（以下「協定区域」という。）を条例の趣旨に沿って保全を行うことを目的とする。

（協定の有効期間）

第 2 条 協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務等）

第 3 条 甲は、協定区域の環境を良好に保つよう努めるものとする。

2 甲が協定区域において行うことができない事項は、次に掲げるものとする。

- ① 建築物その他の工作物の新築
- ② 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ③ 里山の保全に影響を及ぼす木竹の伐採
- ④ 土地の保全に影響を及ぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定
- ⑤ その他土地の保全に影響を及ぼす行為

3 甲が行う通常の管理行為及び防災上必要な行為で次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
- ② 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のもの
- ③ 土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のものであって、その高さが 0.5 メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- ④ 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為
 - イ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - オ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - カ 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 甲が行う通常の管理行為または防災上必要な行為で、甲乙の合意のもと行う行為

（事前協議）

第 4 条 甲は、協定区域において次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

- ① 土地の所有権の移転を行うとき。
- ② その他協定の継続が困難となったとき。

(助成金の交付)

第5条 乙は、この協定の締結に伴い、甲に対し、高知市里山保全協定協力助成金交付要綱（平成14年11月1日制定）に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(協定の解除等)

第6条 乙は、甲がこの協定に定める義務を履行しないとき、又は第4条の協議により協定の継続が困難となったときは、協定を解除し、又は当該協定の内容を変更することができる。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり、甲乙双方ともこの協定を誠実に履行することを誓約し、その証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 高知市中秦泉寺65番地
矢野富士子



乙 高知市本町5丁目1番45号
高知市
代表者 高知市長 岡崎誠也



別表 土地の表示

町名	字	地番	地目	地積(m ²)		摘要
				公募	実測	
中秦泉寺	鷹通	67番	畠	1,034.00	—	土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用し、協定の目的となる土地の面積は、その40%とする。
合計				1,034.00	—	協定対象面積 413.60 m ²

(2) 里山保全地区（ノツゴ山）の第2期協定の締結について

名 称	ノツゴ山
区 域	高知市長浜字梶ヶ浦, 字ノツゴ山及び江口並びに御畠瀬字坂ノ上, 字梶ヶ浦, 字坂及び字南山の各一部
協定期間	令和6年4月1日から令和16年3月31日
根拠法令	高知市里山保全条例第13条

※第1期協定期間（平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間）の満了に伴い、第3期協定を新たに締結するもの

※協定の更新に際して、相手方の意思を確認済

※ノツゴ山における里山保全の取組の経過は、議事(3)「里山の目指すべき姿を踏まえた里山保全の取組について（報告）」に係る資料「資料2 各里山の取組状況」の「ノツゴ山」のとおり

別図2

ノツゴ山 位置図



別表2

ノゾゴ山 協定締結者一覧

NO.	協定対象地	新（第2期） H6年4月1日～H16年3月31日	旧（第1期） H28年4月1日～H3年3月31日	備考
		協定の相手方(甲)	協定の相手方(甲)	
1	長浜字梶ヶ浦5番	原 齊秋	原 齊秋	R4年度、国土調査の完了による面積、地番等の変更のため、一部変更協定を締結した。
	長浜字梶ヶ浦8番1			
	長浜字梶ヶ浦6161番1			
	長浜字梶ヶ浦6161番2			
2	長浜字江口12番	被相続人 松井 和夫 相続人 土居 弘子	被相続人 松井 和夫 相続人 土居 弘子	・第1期協定締結時、戸籍謄本を確認し、親族の土居弘子氏と協定締結(登記簿未変更) ・R4年度、国土調査の完了による面積、地番等の変更のため、一部変更協定を締結した。
	長浜字江口25番8			
3	長浜字江口27番	被相続人 酒井 由貴 酒井 兼次 相続人 酒井 寛久	被相続人 酒井 由貴 酒井 兼次 相続人 酒井 寛久	・第1期協定締結時、戸籍謄本を確認し、親族の酒井寛久氏と協定締結(登記簿未変更) ・R4年度、国土調査の完了による面積、地番等の変更のため、一部変更協定を締結した。
	御畠瀬字坂395番3			
4	長浜字江口28番1	福永 節	福永 節	R4年度、国土調査の完了による面積、地番等の変更のため、一部変更協定を締結した。
	長浜字28番10			
	長浜字ノゾゴ山6161番1			
	長浜字ノゾゴ山6161番20			
	長浜字ノゾゴ山6161番21			
5	長浜字ノゾゴ山6167番2	酒井 豪久 坂崎 久美子 酒井 寛久 酒井 喜久子	酒井 豪久 坂崎 久美子 酒井 寛久 酒井 喜久子	・第1期協定締結時、左記の4名及び酒井澄久氏(死亡)を合わせた5名での共同所有であったが、登記簿未変更のため、酒井澄久氏を除く4名で協定締結(登記簿未変更) ・R4年度、国土調査の完了による面積、地番等の変更のため、一部変更協定を締結した。
6	御畠瀬字梶ヶ浦368番	被相続人 川崎 幾三郎 相続人 川崎 久通	被相続人 川崎 幾三郎 相続人 川崎 康正	・第1期協定締結時、戸籍謄本を確認し、親族の川崎康正氏と協定締結したが、H28年度、川崎康正氏の死亡に伴い親族の川崎晴子氏と協定継続書締結(登記簿未変更) ・R4年度、川崎晴子氏の死亡に伴い、親族の川崎久通氏から協定継続の意思確認を得た(登記簿変更済)
7	御畠瀬字梶ヶ浦423番	—	被相続人 土居 新三郎 相続人 土居 譲	・第1期協定締結時、戸籍謄本を確認し、親族の土居譲氏と協定締結(登記簿未変更) ・H28年度の土居譲氏死亡後、親族とも連絡が取れないため、協定の更新ができない。
8	御畠瀬字坂ノ上353番	坂上 和子	坂上 和子	
9	御畠瀬字坂ノ上354番	酒井 満	被相続人 酒井 英夫 相続人 酒井 满 酒井 潤	R2年度、当該地を酒井満氏が相続(協定継続書提出済、登記簿変更済)
	御畠瀬字坂ノ上355番			
	御畠瀬字坂ノ上356番			
10	御畠瀬字坂386番1	坂上 豊	被相続人 武智 千恵子 相続人 武智 藤男 武智 章 坂上 豊 武智 满	R5年度、当該地を坂上豊氏が相続(協定継続書提出済、登記簿変更済)
11	御畠瀬字坂394番	被相続人 中山 昇 相続人 中山 健士	被相続人 中山 昇 相続人 中山 健士	第1期協定締結時、戸籍謄本を確認し、親族の中山健士氏と協定締結(登記簿未変更)
	御畠瀬字坂395番1			
	御畠瀬字坂395番2			
	23筆(第2期) ← 21筆(第1期)	10件、12名(地権者及び相続人の合計)	11件、17名(地権者及び相続人の合計)	R4年度の国土調査完了に伴う面積、地番等の変更のため締結した一部変更協定及びNO.7(土居氏所有)の土地を協定対象地から除外するため、23筆となる。

協定書

原壽秋（以下「甲」という。）、地域活動団体 梶ヶ浦防災会（以下「乙」という。）及び高知市（以下「丙」という。）は、高知市里山保全条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、里山の保全に関し、次に定める条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、条例の基本理念に基づき、丙が実施する高知市の里山保全に関する事業を協働で推進し、里山の保全及び当該里山近隣の地域間の交流を図ることを目的とする。

（協定区域）

第2条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、里山保全地区ノツゴ山内において、甲の所有する別表に掲げる土地とする。

（協定の有効期間）

第3条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までとする。

（保全に関する事項）

第4条 甲が協定区域において行うことができない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物その他の工作物の新築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土地の保全に影響を及ぼす土地の使用又は収益を目的とした権利の設定
- (5) その他里山の保全に影響を及ぼす行為

2 甲が行う通常の管理行為及び防災上必要な行為で次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものであって、その高さが0.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為
 - イ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - オ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - カ 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が行う通常の管理行為又は防災上必要な行為で、甲丙の合意のもと行う行為

(管理業務等)

第5条 甲は、乙に対し、里山の管理行為として、次に掲げる事項を委任し、乙はこれを受任する。

- (1) 木竹の伐採、移植及び下草の除草等の里山の維持管理
 - (2) 作業路等の整備及び補修
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するため必要な里山の管理に係る行為
- 2 甲及び乙は、協定区域の環境を良好に保つよう努めるとともに、協定区域内の動植物を保護する等、生物多様性の保全に努めなければならない。
- 3 丙は、協定の目的を達成するため、甲及び乙との連絡・調整並びに市民に対する情報発信を行う。

(活動計画)

第6条 乙は、「里山保全活動計画」を策定し、里山の保全を促進する保存行為及び管理行為を行うこととする。

- 2 丙は、乙が策定する「里山保全活動計画」、保存行為及び管理行為に対し、助言及び指示をすることができる。

(安全確保等の措置)

第7条 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するものとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故等について、甲及び丙は一切の責任を負わない。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所毎に安全確保の責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 万一、活動に伴い事故が発生したときは、丙に速やかに連絡すること。

(山火事防止等の措置)

第8条 乙は、活動に際して、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、活動参加者に対して、焚き火の禁止及びたばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生したときは、すぐに消防関係機関及び丙に連絡しなければならない。
- (2) 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導するとともに、協定区域及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(助成金の交付)

第9条 丙は、この協定の締結に伴い、甲に対し、高知市里山保全協定協力助成金交付要綱（平成14年11月1日制定）に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 丙は、この協定の締結に伴い、甲及び乙に対し、高知市里山保全事業補助金交付要綱（平成15年10月1日制定）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(立木等の権利の帰属)

第11条 協定区域内の立木、間伐材及び林地残材は、甲に帰属する。ただし、第6条に規定する活動計画に基づいて間伐材等を活用するときは、この限りでない。

(協定内容の変更)

第12条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議し、変更協定書を締結する。

(協定の解除)

第13条 甲、乙又は丙が、この協定に定める事項を履行しないとき、又は、この協定を継続することが困難と判断したときは、甲、乙及び丙が協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(守秘義務)

第14条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、甲乙丙三者の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議のうえ、決定するものとする。

以上のとおり、甲、乙及び丙がこの協定を誠実に履行することを誓約し、その証として本協定書3通を作成し、甲乙丙三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 高知市長浜5087番地2

原 壽 秋

乙 高知市長浜4の2

梶ヶ浦防災会 代表者 柳 原 司

丙 高知市本町5丁目1番45号

高知市

代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

別表 土地の表示

所 在 地			地 目	地 積 (m ²)		摘要
町 名	字	地 番		公簿	実測	
長浜	梶ヶ浦	5番	山林	162	—	土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用する。
長浜	梶ヶ浦	8番1	山林	499	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番1	保安林	9196	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番2	雑種地	165	—	
合 計				10,022	—	

協定の一部変更協定書

原壽秋（以下「甲」という。）、地域活動団体 梶ヶ浦防災会（以下「乙」という。）及び高知市（以下「丙」という。）は、平成26年4月1日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）の一部について、原協定書第12条の規定に基づき、次のとおり変更する。

第1条 原協定書別表を次のように改める。

所 在 地			地 目	地 積 (m ²)		摘 要
町 名	字	地 番		公簿	実測	
長浜	梶ヶ浦	5番	山林	162	—	土地の面積は、 公簿に掲げられた地積を採用する。
長浜	梶ヶ浦	8番1	山林	499	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番1	保安林	9,196	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番2	雑種地	165	—	
合 計				10,022	—	

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年2月17日

甲 高知市長浜5087番地2

原 壽 秋



乙 高知市長浜4の2

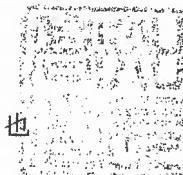
梶ヶ浦防災会 代表者 柳原司



丙 高知市本町5丁目1番45号

高知市

代表者 高知市長 岡崎誠也



協定書

原壽秋（以下「甲」という。）、地域活動団体 梶ヶ浦防災会（以下「乙」という。）及び高知市（以下「丙」という。）は、高知市里山保全条例（平成12年条例第14号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、里山の保全に関し、次に定める条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、条例の基本理念に基づき、丙が実施する高知市の里山保全に関する事業を協働で推進し、里山の保全及び当該里山近隣の地域間の交流を図ることを目的とする。

（協定区域）

第2条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、里山保全地区ノツゴ山内において、甲の所有する別表に掲げる土地とする。

（協定の有効期間）

第3条 協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

（保全に関する事項）

第4条 甲が協定区域において行うことができない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物その他の工作物の新築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土地の保全に影響を及ぼす土地の使用又は収益を目的とした権利の設定
- (5) その他里山の保全に影響を及ぼす行為

2. 甲が行う通常の管理行為及び防災上必要な行為で次に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものであって、その高さが0.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために必要な行為又は下草の除草等通常の管理行為
 - イ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
 - オ 仮植した木竹の剪定又は移植
 - カ 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が行う通常の管理行為又は防災上必要な行為で、甲丙の合意のもと行う行為

(管理業務等)

第5条 甲は、乙に対し、里山の管理行為として、次に掲げる事項を委任し、乙はこれを受任する。

- (1) 木竹の伐採、移植及び下草の除草等の里山の維持管理
 - (2) 作業路等の整備及び補修
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するため必要な里山の管理に係る行為
- 2 甲及び乙は、協定区域の環境を良好に保つよう努めるとともに、協定区域内の動植物を保護する等、生物多様性の保全に努めなければならない。
- 3 丙は、協定の目的を達成するため、甲及び乙との連絡・調整並びに市民に対する情報発信を行う。

(活動計画)

第6条 乙は、「里山保全活動計画」を策定し、里山の保全を促進する保存行為及び管理行為を行うこととする。

- 2 丙は、乙が策定する「里山保全活動計画」、保存行為及び管理行為に対し、助言及び指示をすることができる。

(安全確保等の措置)

第7条 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するものとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故等について、甲及び丙は一切の責任を負わない。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所毎に安全確保の責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 万一、活動に伴い事故が発生したときは、丙に速やかに連絡すること。

(山火事防止等の措置)

第8条 乙は、活動に際して、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、活動参加者に対して、焚き火の禁止及びたばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生したときは、すぐに消防関係機関及び丙に連絡しなければならない。
- (2) 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導するとともに、協定区域及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(助成金の交付)

第9条 丙は、この協定の締結に伴い、甲に対し、高知市里山保全協定協力助成金交付要綱（平成14年11月1日制定）に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 丙は、この協定の締結に伴い、甲及び乙に対し、高知市里山保全事業補助金交付要綱（平成15年10月1日制定）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(立木等の権利の帰属)

第11条 協定区域内の立木、間伐材及び林地残材は、甲に帰属する。ただし、第6条に規定する活動計画に基づいて間伐材等を活用するときは、この限りでない。

(協定内容の変更)

第12条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議し、変更協定書を締結する。

(協定の解除)

第13条 甲、乙又は丙が、この協定に定める事項を履行しないとき、又は、この協定を継続することが困難と判断したときは、甲、乙及び丙が協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(守秘義務)

第14条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、甲乙丙三者の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議のうえ、決定するものとする。

以上のとおり、甲、乙及び丙がこの協定を誠実に履行することを誓約し、その証として本協定書3通を作成し、甲乙丙三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 高知市長浜5087番地2
原 壽 秋



乙 高知市長浜1番地
梶ヶ浦防災会 代表者 吉 本 肇



丙 高知市本町5丁目1番45号
高知市
代表者 高知市長 岡崎誠也



別表 土地の表示

所 在 地			地 目	地 積 (m ²)		摘 要
町 名	字	地 番		公募	実測	
長浜	梶ヶ浦	5番	雑種地	148.00	—	土地の面積は、公簿に掲げられた地積を採用する。
長浜	梶ヶ浦	8番1	雑種地	304.00	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番1	保安林	4,271.00	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番2	雑種地	99.00	—	
合 計				4,822.00	—	

協定の一部変更協定書

原壽秋（以下「甲」という。）、地域活動団体 梶ヶ浦防災会（以下「乙」という。）及び高知市（以下「丙」という。）は、平成26年4月1日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）の一部について、原協定書第12条の規定に基づき、次のとおり変更する。

第1条 原協定書別表を次のように改める。

所 在 地			地 目	地 積 (m ²)		摘要
町 名	字	地 番		公簿	実測	
長浜	梶ヶ浦	5番	山林	162	—	土地の面積は、 公簿に掲げられた地積を採用する。
長浜	梶ヶ浦	8番1	山林	499	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番1	保安林	9,196	—	
長浜	梶ヶ浦	6161番2	雑種地	165	—	
合 計				10,022	—	

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年2月17日

甲 高知市長浜5087番地2

原 壽 秋



乙 高知市長浜4の2

梶ヶ浦防災会 代表者 柳 原 司



丙 高知市本町5丁目1番45号

高知市

代表者 高知市長 岡崎誠也

